

●香川県告示第345号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成28年11月18日から同年12月2日までさぬき市漁業協同組合において縦覧に供する。

平成28年11月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

さぬき市志度5382番地23	松原 信義
さぬき市志度5382番地20	河内 一夫
さぬき市志度25番地6	朝比奈 利是

2 加入区の名称

志度加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

さぬき市漁業協同組合